

外部有識者による事業の点検について

1. 点検の観点

- そもそも国費投入の必要性はあるのか。
- 同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか。
- より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか。

2. 点検対象事業について

(1) 全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に、文部科学省選任の外部有識者（以下同じ。）の点検を受けることになるよう、前年度実施事業の中から以下により100事業程度を選定する。

- | | | |
|--|---|------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に新規に開始した事業
（平成29年度補正予算計上の新規事業含む） ・平成30年度が事業の最終実施年度又は
最終目標年度に当たる事業 ・平成29年度に行政改革推進会議による
意見の対象となった事業 ・過去4年間に外部有識者点検を受けていない
事業 | <p>37事業程度</p> <p>7事業程度</p> <p>6事業程度</p> <p>36事業程度</p> | <p>} <u>86事業程度</u></p> |
|--|---|------------------------|
- ・上記以外事業から、過去の外部有識者点検実績及び特定の政策目標又は施策目標に偏らないことを重視し、15事業程度を選定（1者応札等又は競争性のない随意契約（1者10億円以上）による支出により、外部有識者点検を要するもの等を含む。）

(2) 外部有識者は（1）により選定した点検対象事業に対して、追加や変更を申し出ることができる（点検対象事業の連絡の日から起算し、土日祝日を除く5日間）。

3. 点検の進め方

(1) 実施時期等

7月中旬に、外部有識者による書面点検を基本とし、必要に応じヒアリングを実施し、事業の成果や資金の使われ方を中心に点検する。

(2) 実施体制

1事業につき外部有識者1名で点検を行うものとする。

(3) 所見欄への記入

点検の結果をレビューシートの所定の欄に記入する際、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

(4) 外部有識者への情報提供等

文部科学省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう、事業概要や政策評価におけるデータ等の情報提供や問い合わせ等に対応する。